

# フランス：インターネット上の著作権保護に関する法律の改正 —視聴覚・デジタル通信規制機関の設立—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 奈良 詩織

## 目 次

はじめに

### I フランスにおけるインターネット上の著作権保護の経緯

- 1 知的所有権法典の構成
- 2 知的所有権法典におけるインターネット上の著作権保護に関する規定とこれまでの改正
- 3 海賊行為の手法の変化によって生じた新たな課題
- 4 2021年法による知的所有権法典の改正

### II 視聴覚・デジタル通信規制機関（ARCOM）の設立と違法行為対策

- 1 ARCOMの構成、任務
- 2 海賊行為対策に関するARCOMの新たな権限

おわりに

翻訳：知的所有権法典（抄）

キーワード：著作権、著作隣接権、海賊行為、著作権侵害、保護に関する技術的措置、ストリーミング再生、ブラックリスト、ミラーサイト対策、著作物の合法的な提供

## 要 旨

フランスでは、近年、インターネット上のコンテンツの著作権を侵害する海賊行為は、ストリーミング再生やコンテンツの直接ダウンロードを通じて行われることが多いとされる。2021年10月、こうした海賊行為を規制するために、著作権保護に関する規定を含む知的所有権法典が改正され、既存の組織の再編により新たに視聴覚・デジタル通信規制機関（ARCOM）が設立された。ARCOMは、インターネット関連の規制、公共放送、視聴覚メディア及びインターネット上での権利保護及び表現の多様性の尊重、視聴覚メディアにおける創作活動の発展への貢献、インターネット上での文化・スポーツ関連のコンテンツに対する海賊行為対策等の幅広い分野を所掌する。本稿では、この同法典の改正内容につき、ARCOMのインターネット上での著作権保護に関する所掌事務及び権限を中心に紹介する。

## はじめに

2021年10月、フランスで、「デジタル時代における文化的著作物へのアクセスの規制及び保護に関する2021年10月25日の法律第2021-1382号」（以下「2021年法」<sup>(1)</sup>）により、知的所有権法典<sup>(2)</sup>が改正された。この改正の主な目的の一つは、インターネット上での著作権保護を所掌する「インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関（Haute Autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur internet: HADOPI）」を「視聴覚・デジタル通信規制機関（Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique: ARCOM）」に改組し、インターネット上のコンテンツに関する権利を侵害する海賊行為（piratage）への適切な対策を講ずることができるよう新たな権限を付与することである。

本稿では、第I章でインターネット上の著作権保護に関する知的所有権法典の内容と改正の背景、第II章で同法典に規定されるARCOMの所掌事務及び権限について解説し、末尾に該当する同法典の規定の抄訳を付す。

## I フランスにおけるインターネット上の著作権保護の経緯

### 1 知的所有権法典の構成

フランスの著作権制度は、知的所有権法典で定められている。同法典は、文学的及び美術的  
所有権に関する1957年3月11日の法律第57-298号<sup>(3)</sup>等の著作権や工業所有権に関する法律

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年5月23日である。

(1) Loi n° 2021-1382 du 25 octobre 2021 relative à la régulation et à la protection de l'accès aux œuvres culturelles à l'ère numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044245615>>

(2) Code de la propriété intellectuelle. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006069414](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006069414)>

(3) Loi n° 57-298 du 11 mars 1957 sur la propriété littéraire et artistique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000315384>>

をまとめて法典化したもので、1992年7月1日に制定された。同法典の法律の部<sup>(4)</sup>は、著作権に関する規定及び一般規定を定める第1部、工業所有権 (propriété industriel) に関する規定を定める第2部並びに海外領土に関する規定を定める第3部の全3部から成る。

同法典第1部第1編は、著作権に関する規定である。著作権は、著作者が、自らの「精神の著作物 (œuvre de l'esprit)」について、これを創作したという事実のみを根拠に享受する、排他的で全ての者に対抗し得る無体の所有権である (L. 第111-1条<sup>(5)</sup>)。「精神の著作物」(以下「著作物」) の定義は、法律上明記されていないが、その例として書籍、文学的・美術的・学術的作品、講演、戯曲、振付、歌詞・楽曲、映画、絵画、図形、組版、写真、応用美術、地図、ソフトウェア等が挙げられている (L. 第112-2条)。

第1部第2編は著作隣接権 (droit voisin du droit d'auteur) に関する規定である。著作隣接権の定義もまた同法典には明記されていないが、著作隣接権とは、実演家、レコード又はビデオの製作者、視聴覚通信企業、報道出版社又は通信社など著作物の内容の伝達を仲介する者に認められる権利である。

第1部第3編は一般規定であり、レコード製作者等が私的コピーの代金として報酬を受け取る権利、集中管理組織<sup>(6)</sup>、罰則等及びデータベース製作者の権利に関する規定を定めている。

## 2 知的所有権法典におけるインターネット上の著作権保護に関する規定とこれまでの改正

### (1) インターネット上の著作権保護に関する知的所有権法典の規定

知的所有権法典の中で、インターネット上での海賊行為の規制に関する規定の多くは、第1部第3編第3章 (L. 第331-1条～L. 第336-4条) に含まれている。この中で、「著作者の所有権に関する法令を無視して、全部若しくは一部を印刷され、又は印刻された著作、楽曲、デザイン、絵画又はその他全ての作品の出版・発表」が「偽造 (contrefaçon)」と定義され、偽造は軽罪 (délit)<sup>(7)</sup> とされる (L. 第335-2条)。このほか、「法律により定められ、規制される著作者の権利を侵害する著作物の複製、上演又は頒布」、ソフトウェア製作者の利用権の侵害、映画館における映画又は視聴覚の著作物の全部又は一部の盗撮も偽造に該当する (L. 第335-3

(4) フランスの法典 (code) は、主に法律を定める「法律の部 (partie législative)」と命令を定める「規則の部 (partie réglementaire)」から成る。

(5) 以下、括弧内の条文番号は、特記がない限り知的所有権法典の条文番号である。条文番号の前に「旧」を付したものは、2021年法による改正前の条文であることを示す。ただし、同改正が規定の本質的な内容を改めるものでない場合には、「旧」を省略している。

(6) 「集中管理組織 (organisme de gestion collective)」は、権利を有する者を代理して、著作権又は著作隣接権を管理することを主な目的とする非営利組織である (L. 第321-1条)。

(7) フランスでは、犯罪は、罪が重い順に重罪 (crime)、軽罪及び違警罪 (contravention) に分類される。重罪 (殺人、性的暴行等) を犯した者には、3,750ユーロ (61万5000円) 以下の罰金及び/又は15年以上の懲役 (réclusion criminelle) 若しくは終身刑が科される。軽罪 (窃盗、詐欺、過失致死等) を犯した者には、3,750ユーロ以下の罰金及び/又は2か月～10年の拘禁刑 (emprisonnement) 等が科される。違警罪はさらに第1級～第5級に分類され、等級に応じた罰金刑を科される。違警罪の中で最も重いのは第5級 (買春等) であり、1,500ユーロ (24万6000円) 以下の罰金 (再犯の場合には3,000ユーロ (49万2000円) 以下の罰金) を科される。重罪、軽罪、違警罪のそれぞれについて、罪の内容及び重さに応じた補充刑 (peine complémentaire. 主刑を補充する刑罰) が併科され得る。"Quelles sont les différences entre une contravention, un délit et un crime ?" 2024.3.8. Service-Public.fr website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1157>> なお、フランスでは、量刑は法定刑を上限として裁判所が決定する (刑法典 (Code pénal. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006070719](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070719)>) 第132-1条)。また、1ユーロ = 164円で換算した (令和6年5月分報告省令レートに基づく)。以下の換算についても同様とする。

条)。フランス又は外国で出版された著作物のフランス国内での偽造には、拘禁刑 3 年及び罰金 30 万ユーロ (4920 万円) が科される (L. 第 335-2 条)。また、著作隣接権を有する者の必要な許諾を得ることなく行われる演技、レコード、ビデオ、番組又は報道出版物の固定 (録音、録画等)、複製、通信又は公衆への供用は、拘禁刑 3 年及び罰金 30 万ユーロが科される (L. 第 335-4 条)。

## (2) 2006 年の改正

2006 年、同章に、保護に関する技術的措置 (mesure technique de protection: MTP) に関する規定 (L. 第 331-5 条～旧 L. 第 331-21 条) が追加された。MTP は、著作権又は著作隣接権を有する者により許諾されていない著作物の使用を妨げ、又は制限するための技術的措置であり (L. 第 331-5 条)、コピーガードやアクセス管理が該当する。MTP の回避、無効化又は除去を目的とした改変 (ソフトウェアの改ざん等) には、罰金 3,750 ユーロ (61 万 5000 円) が科される (L. 第 335-3-1 条 I)。また、MTP の機能を損なう手段を他人に提供する行為には、拘禁刑 6 か月及び罰金 3 万ユーロ (492 万円) を科す (L. 第 335-3-1 条 II)。このほか、MTP の相互運用性<sup>(8)</sup>を確保する<sup>(9)</sup>ための機関として、「技術的措置規制機関 (Autorité de régulation des mesures techniques: ARMT)」が設立された (旧 L. 第 331-5-1 条)。このほか、当時、インターネット上での海賊行為は、主に P2P 技術<sup>(10)</sup>に基づくファイル共有ソフトを用いた、著作権等を侵害する音楽、映画等のダウンロードであったことから、こうしたファイル共有ソフトの開発や提供に拘禁刑 3 年及び罰金 30 万ユーロ (4920 万円) を科すことも定められた (L. 第 335-2-1 条)。

## (3) 2009 年の改正

このように、フランスでは、インターネット上の海賊行為に偽造罪を適用し、また当時の主な手法であった P2P 技術に基づくファイル共有ソフトに関する取締りを行うなどしたが、日々大量に行われる非営利目的での私的な違法ダウンロードを取り締まるには不十分とされていた<sup>(11)</sup>。

そこで、インターネット上での違法ダウンロードの抑制を目的とする制度を創設し、同制度を実施するために ARMT の権限を拡大し、継承する機関が設立されることとなった。この機関が、「インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関 (HADOPI)」である。HADOPI に関する規定は、2009 年に知的所有権法典第 1 部第 3 編第 3 章第 1 節に追加された (旧 L. 第 331-12 条～旧 L. 第 331-37 条)。HADOPI は独立公共機関 (autorité publique

(8) 「相互運用性 (interopérabilité)」とは、情報システムが、アクセス又は実行の制限を受けることなく他の製品又は情報システムと連携して機能することをいう。“Glossaire.” ARCOM website <<https://www.arcom.fr/assistance/glossaire>>

(9) MTP が施されると、コンテンツを合法的に入手した正規のユーザーが有する特定の端末やソフトウェアでなければ、コンテンツを再生することができなくなる。このように、MTP は、デジタルコンテンツの著作権保護に貢献する一方で、不可避的に特定のファイル利用環境への依存をもたらすおそれがあり、また特定のソフトウェアの寡占状態や、コンテンツとソフトウェアの実質的な抱き合わせ販売の原因となる可能性もある。そこで、異なる MTP の相互運用性を確保する必要がある。服部有希「フランスのインターネット違法ダウンロード規制法—著作権の保護と表現の自由の均衡をめぐって—」『外国の立法』No.250, 2011.12, p.107. <<https://doi.org/10.11501/3382143>>

(10) P2P (Peer to Peer. フランス語では pair à pair) は、同時にインターネットに接続している異なるユーザー間でファイルやデジタルコンテンツを交換するために使用される技術のこと。

(11) 以下、HADOPI に関する記述は、服部 前掲注 (9), pp.107-112 を参照した。

indépendante)<sup>(12)</sup> であり (旧 L. 第 331-12 条)、評議会 (collège) 及び権利保護委員会 (commission de protection des droits) で構成される (旧 L. 第 331-15 条)。評議会の構成員は 6 名であり<sup>(13)</sup>、評議会議長が HADOPI の長を務める。HADOPI の任務は、①インターネット上での著作物の合法的な提供の推進及びその利用の監視、②インターネット上での海賊行為からの著作物の保護、③ MTP に関する規制及び監視であり (旧 L. 第 331-13 条)、評議会がこれらを所掌する。一方、権利保護委員会の構成員は 3 名であり<sup>(14)</sup>、海賊行為があった場合に勧告を実施し、又は違法行為を行ったユーザー等のインターネット接続の停止を求めて裁判所に提訴する<sup>(15)</sup> (旧 L. 第 331-21 条、旧 L. 第 331-25 条)。

### 3 海賊行為の手法の変化によって生じた新たな課題

近年、インターネット上での海賊行為は、P2P 技術に基づくファイル共有ソフトを用いる方法ではなく、違法コンテンツのストリーミング再生や無許諾でのスポーツの試合等の中継のライブストリーミング、ダウンロードリンクを経由した著作権等を侵害し得るコンテンツの直接ダウンロード<sup>(16)</sup> によるものが多いとされている<sup>(17)</sup>。2020 年の HADOPI の報告書によると、インターネット上で海賊行為を行ったユーザーの数は、2019 年当時で 1180 万人とされ、その損失は約 10 億 3000 万ユーロ (1689 億 2000 万円) と推測されていた。また、2018 年の調査によると、海賊行為を行ったユーザーのうち、ストリーミング再生を用いて海賊行為を行ったものの割合が最も多く、海賊行為を行ったユーザー全体の 52% であった<sup>(18)</sup>。しかし、著作権等

(12) 独立公共機関は、独立行政機関 (autorité administrative indépendante. 政府による直接的な介入が想定されていない重要な分野において、政府から独立して勧告、個別の決定、制裁等の権限を行使することができる行政機関。) のうち、国から独立した法人格を付与されたものである。“Qu'est-ce qu'une autorité administrative (ou publique) indépendante (AAI ou API) ?” 2023.1.9. vic-publique.fr website <<https://www.vic-publique.fr/fiches/20242-quest-ce-quune-aa-quest-ce-quune-api>>

(13) HADOPI の設立当初、評議会の構成員は 9 名であったが、HADOPI が ARCOM に改組される直前の時点で、HADOPI の評議会は次の 6 名で構成されていた。①破毀院 (Cour de cassation. 最高司法裁判所に該当し、法律審のみを扱う。) 長官が任命する 1 名、②会計検査院長官が任命する 1 名、③文学的及び美術的所有権高等評議会 (Conseil supérieur de la propriété littéraire et artistique. 文化担当大臣の下に設置された著作権制度に関する諮問機関。) の議長が任命する 1 名、④電子的通信 (電気通信) 担当大臣、消費担当大臣及び文化担当大臣が任命する 1 名、⑤上下両院議長がそれぞれ任命する 2 名。“Le collège de l'HADOPI.” HADOPI website <<https://www.hadopi.fr/organisation/college-de-lhadopi>>

(14) コンセイク・データ (国務院。後掲注 (32) 参照) 副長官、会計検査院長官、破毀院長官がそれぞれ 1 名ずつ任命する。“La commission de protection des droits.” HADOPI website <<https://www.hadopi.fr/organisation/commission-de-protection-des-droits>>

(15) インターネット接続の停止に関する措置の対象となるのは、2009 年の改正で新設された知的所有権法典 L. 第 336-3 条に規定する義務に違反したユーザーである。この義務は、①自身が契約するインターネット回線を著作物の違法利用のために使用しないこと及び②自身が契約する回線を第三者に著作物の違法利用のために使用されないようにすることから成る。この義務に違反したユーザーには、HADOPI から義務の遵守を促す勧告書が送付される。2 度目の勧告書の送付から 1 年以内に再度違反したユーザーについては、HADOPI は、事実確認の後に裁判所に提訴し、有罪が確定した場合には、補充刑としてインターネット接続の停止が言い渡されることとされていた。

(16) P2P、ストリーミング再生、直接ダウンロードという手法自体は違法ではなく、違法コンテンツをこれらの手法により入手することが海賊行為となり得る。“Téléchargement illégal (Arcom): quelles sont les règles ?” 2023.6.20. Service-Public.fr website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F32108>>

(17) 以下、改正理由や背景は、2021 年法の審議において上下各院の第一読会で提出された報告書 (Aurore Bergé et Sophie Mette, *Assemblée Nationale Rapport*, N° 4245, 2021.6.15. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-cedu/115b4245-t1\\_rapport-fond.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-cedu/115b4245-t1_rapport-fond.pdf)>; Jean-Raymond Hugonet, *Sénat Rapport*, N° 557, 2021.5.5. <<https://www.senat.fr/rap/120-557/120-5571.pdf>>) を参照した。

(18) “Etude de l'impact économique de la consommation illicite en ligne de contenus audiovisuels et de retransmissions d'événements sportifs,” 2020.12, pp.33-41. HADOPI website <[https://www.hadopi.fr/sites/default/files/sites/default/files/ckeditor\\_files/2020\\_12\\_02\\_Etude\\_impact\\_economique\\_consommation\\_illicite\\_contenus\\_audiovisuels\\_retransmissions\\_sportives\\_Hadopi.pdf](https://www.hadopi.fr/sites/default/files/sites/default/files/ckeditor_files/2020_12_02_Etude_impact_economique_consommation_illicite_contenus_audiovisuels_retransmissions_sportives_Hadopi.pdf)>

を侵害し得るストリーミング再生を取り締まることは非常に困難であり、またストリーミング再生は、HADOPIの管轄外であった。

ストリーミング再生を管轄していたのは、「視聴覚高等評議会（Conseil supérieur de l'audiovisuel: CSA）」<sup>(19)</sup>であった。CSAは、公共放送を含むテレビ・ラジオ放送や通信を所掌する独立行政機関で、主に放送事業者への周波数割当て、放送許可、放送内容の監視等を主な任務としていた。このほか、CSAの所掌分野におけるMTPに関する規制及び監視の義務も有していた（旧L.第331-9条）。HADOPIとCSAについて、近年、インターネット経由でのテレビ放送（Over the top: OTT）の発展、OTTの一つであるビデオオンデマンド及び動画共有のプラットフォームの飛躍、ストリーミングサービスの飛躍とともにコンテンツ産業が大きく変化したことで、HADOPIとCSAによる規制の目的、対象、方法が非常に類似することとなり、これらの組織が別々に規制を行うことの妥当性が見直されていた<sup>(20)</sup>。

このほか、HADOPIは、旧L.第331-21条の規定により、海賊行為を行ったユーザーのインターネット接続の停止措置を講ずる権限を有しており、2009年に知的所有権法典に追加された諸規定の中でも特に重要な規定とされていた。しかし、2013年にその施行の根拠規定（R.第335-3条Ⅲ）が削除されたことで<sup>(21)</sup>、HADOPIが講ずることのできる制裁が罰金のみとなり、違反への抑止力が弱まっていた<sup>(22)</sup>。

#### 4 2021年法による知的所有権法典の改正

以上の背景から、HADOPIとCSAを合併して新たにARCOMを設立し、併せてその権限を強化することで、海賊行為に対してより効果的な措置を講ずることができるようにすることを内容とする法律案<sup>(23)</sup>が作成され、2019年12月に下院に提出された。同法律案は、委員会で可決されたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のために審議が中断され、廃案となった。2021年4月8日、同法律案の一部の規定を取り込み、強化した法律案が上院に提出され、同年9月29日に下院で最終的に可決された。同法律案は、60人以上の上院議員の請求により憲法院の合憲性審査<sup>(24)</sup>に付されたが<sup>(25)</sup>、同年10月21日、一部の規定を除いて合憲と判示された。

(19) CSAについては、豊田透「フランスにおける放送の自由と規制」『外国の立法』No.268, 2016.6, pp.20-37. <<https://doi.org/10.11501/10016373>> 参照。

(20) *Étude d'impact*, 2021.4.7, pp.14-15. <<https://www.senat.fr/leg/etudes-impact/pjl20-523-ei/pjl20-523-ei.pdf>>

(21) この背景として、オランダ（François Hollande）前大統領（2012年5月～2017年5月在任）が2012年の大統領選挙においてHADOPI法の廃止を公約に掲げ、これを受けて2013年5月に公表された報告書において、インターネット接続の停止措置について、違反行為の重大さに照らして特に厳格な措置であること及び適用範囲が不明確であることから、その削除が提案されていたことがある。Pierre Lescure, *Mission « Acte II de l'exception culturelle » : contribution aux politiques culturelles à l'ère numérique*, 2013.5, p.33. <<https://www.culture.gouv.fr/Espace-documentation/Rapports/Rapport-de-la-Mission-Acte-II-de-l-exception-culturelle-Contribution-aux-politiques-culturelles-a-l-ere-numerique>>

(22) Aurore Bergé, *Rapport d'information*, N° 1292, 2018.10.4, p.24. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-cedu/115b1292\\_rapport-information.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-cedu/115b1292_rapport-information.pdf)>

(23) *Projet de loi relatif à la communication audiovisuelle et à la souveraineté culturelle à l'ère numérique*. <<https://www.legifrance.gouv.fr/dossierlegislatif/JORFDOLE000039453578/?detailType=CONTENU&detailId=1>>

(24) フランスの法律のうち、通常法律は、大統領、首相、上下各院の議長、60人以上の下院議員又は60人以上の上院議員の請求により大統領審署前に憲法院の合憲性審査に付託される（フランス第五共和制憲法（1958年制定）第61条）。

(25) 請求の主な理由は、映画・視聴覚著作物の発展のための出資義務を怠った視聴覚サービスの事業者に課される制裁金の上限額を再犯時に3倍に引き上げることを定める第25条の規定について、引上額が過剰であることから、1789年の人間及び市民の権利宣言（Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen de 1789）第8条に反することである。

同月 25 日、違憲とされた規定を削除した上で<sup>(26)</sup>2021 年法が成立した。

同法は、主に知的所有権法典及び通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号（以下「1986 年法」）<sup>(27)</sup>を改正するほか、スポーツ法典<sup>(28)</sup>や映画・映像法典<sup>(29)</sup>等の関連する規定を改正するものである。同法律の規定のうち、ARCOM の設立に関連して知的所有権法典を改正する第 1 条及び 1986 年法を改正する第 5 条並びに第 3 条により改正されたスポーツ法典 L. 第 333-10 条Ⅳは、2022 年 1 月 1 日に施行され、その他の規定は 2021 年 10 月 27 日に施行された<sup>(30)</sup>。

## II 視聴覚・デジタル通信規制機関（ARCOM）の設立と違法行為対策

新たに設立された ARCOM は、HADOPI と同様に独立公共機関であり、2022 年法第 1 条の施行日である 2022 年 1 月 1 日に始動した。ARCOM は、視聴覚・デジタル空間における通信及び表現の自由を保障しつつ、①視聴覚メディア及びオンラインプラットフォーム（ソーシャルネットワーキングサービス、検索エンジン、動画共有プラットフォーム等）の民主主義的・社会的責任を監視し、②視聴覚ニュースメディアの多様性及び公共放送の独立性を保障し、③視聴覚・デジタル通信分野における経済的均衡を確保し、④創作活動を支えることを任務とする<sup>(31)</sup>。HADOPI 及び CSA の任務を引き継いだ ARCOM の所掌事務は、ラジオ放送、テレビ放送、オンデマンド視聴覚メディアサービスに関する事務、オンラインプラットフォームの規制、

(26) 事前審査を受けるため憲法院に付託された法律に同院が憲法違反の規定で法律全体と不可分のものがある旨を判決したときは、その法律は審署を受けて施行されることができない（1958 年 11 月 7 日のオルドナンス 58-1067 号（Ordonnance n° 58-1067 du 7 novembre 1958 portant loi organique sur le Conseil constitutionnel. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000705065>>）第 22 条）。ただし、違憲とされた規定が可分であるときは、大統領は当該規定を除きその法律に審署してこれを施行し、又は両議院の再議に付することができる（同オルドナンス第 23 条）。河島太郎『違憲審査制の論点 改訂版』（調査資料 2016-1-a 基本情報シリーズ 23）国立国会図書館, 2016, p.22. <<https://doi.org/10.11501/10229412>> なお、オルドナンスは、国会が法律で規定すべき事項について、国会からの授権により政府が定める法規。所定の期間内に追認の政府提出法律案が国会に提出されない限り、オルドナンスは失効する（フランス第五共和制憲法（1958 年制定）第 38 条）。

(27) Loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000512205>>

(28) Code du sport. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006071318](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071318)> 2021 年法により、オンライン公衆通信サービス（後掲注 (34) 参照）上のコンテンツにより、スポーツの試合の中継等に関する視聴覚利用権（droit d'exploitation audiovisuelle）に対する重大かつ反復的な侵害が繰り返された場合の権利保護を図るための L. 第 333-10 条が新設された。なお、同法典 L. 第 333-1 条によると、視聴覚利用権とは、スポーツ大会の組織者等が有する、当該者が組織するスポーツの大会又は試合を利用する権利である。競争政策機関（Autorité de la concurrence. 日本の公正取引委員会に相当する。）は、同権利について、スポーツの試合又は大会の視聴覚利用権のためのプロスポーツリーグによる商業化に関するデクレ案に対する意見において、テレビ、ラジオ、遠隔通信ネットワーク（インターネット等）によるスポーツの試合の放送権及び固定記憶装置（DVD 等）又はテレビ放送の専門番組によるスポーツの試合の画像の利用権を包含する権利であると述べている。“Avis 04-A-09 du 28 mai 2004 relatif à un projet de décret sur la commercialisation par les ligues professionnelles des droits d'exploitation audiovisuelle des compétitions ou manifestations sportives.” Autorité de la concurrence website <<https://www.autoritedelaconcurrence.fr/sites/default/files/commitments/04a09.pdf>>

(29) Code du cinéma et de l'image animée. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000020908868](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000020908868)> 同法典について、映画・視聴覚著作物の権利が海外事業者に移転した場合に当該著作物への公衆のアクセスを保障するために、2021 年法により L. 第 261-1 条～L. 第 261-5 条が新設された。

(30) 民法典（Code civil. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006070721](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070721)>）第 1 条は、施行日に関する定めがあるものを除いて、法律は、官報に掲載された翌日に施行されることを定めている。

(31) “L'Arcom, c'est quoi ?” ARCOM website <<https://www.arcom.fr/nous-connaitre/decouvrir-linstitution>>

視聴覚ニュースメディア及びオンラインプラットフォーム上での公衆の保護(未成年者の保護、女性の権利の尊重、差別対策等)及び表現の多様性の尊重、視聴覚メディアにおけるフランス語圏及びヨーロッパの作品並びに創作活動の発展への貢献、文化的コンテンツ及びスポーツ関連のコンテンツのオンライン上での海賊行為対策及びこれらの合法的な提供の奨励など多岐にわたる。

以下では、知的所有権法典に規定される ARCOM の構成及び任務、従来 HADOPI が有していた権限に加えて新たに付与された主な権限を紹介する。

## 1 ARCOM の構成、任務

ARCOM は、①インターネット上での著作権、著作隣接権及びスポーツの試合等の視聴覚利用権 (droit d'exploitation audiovisuelle) の目的となる著作物等を保護し、公衆、特に学校教育機関に属する人々に対してインターネット上での海賊行為を防止するための啓発活動及び海賊行為の予防活動を行い、②そのような著作物等の利用を監視し、③ MTP の規制を行う (L. 第 331-12 条第 1 段)。

ARCOM の前身の HADOPI に設置されていた権利保護委員会は廃止され、評議会に統合された。ARCOM の評議会は、9 人の構成員 (membre)、すなわち上下両院への諮問を経て大統領が任命する議長 (ARCOM の長も務める。) 及び 8 名の評議員 (conseiller. 上下両院議長の各 3 名の指名による計 6 名、コンセイユ・デタ (国務院)<sup>(32)</sup> 副長官が指名する現役のコンセイユ・デタ構成員 1 名及び破毀院長官が指名する現役の破毀院構成員 1 名) から成る。構成員の任期は 6 年間であり、上下両院議長が指名する計 6 名については、2 年ごとに別の者に交代する (L. 第 331-13 条、1986 年法第 4 条)。

ARCOM では、評議会において所掌事務に関する審議を行うこととなっている。評議会に先立ち、ARCOM の所掌事務に対応した 8 つのワーキンググループが審議の準備を行う<sup>(33)</sup>。このワーキンググループの座長及び副座長は、評議員が務める。8 つのワーキンググループのテーマは、「フランス社会における公衆及び多様性の保護」、「メディア教育、エコロジー移行及び公衆衛生」、「視聴覚作品、映画作品及び音楽作品の創作及び製作」、「情報及び番組の多元性及び職業倫理」、「オンラインプラットフォームの監視」、「ラジオ及びデジタルオーディオ」、「テレビ放送サービス及びオンデマンド視聴覚メディアサービスの製作及び放送」、「インターネット上での権利保護」である。このうち、「インターネット上での権利保護」に関するワーキンググループが、HADOPI の主要な所掌事務であったインターネット上での文化及びスポーツに関するコンテンツの海賊行為からの保護、コンテンツの合法的な提供、MTP の実行に関する問題を取り扱う。

## 2 海賊行為対策に関する ARCOM の新たな権限

### (1) 違法なウェブサイトに関するブラックリスト作成

従来 HADOPI が有していた権限に加えて、インターネット上での海賊行為の取締りを強化するために新たに付与された権限の一つに、違法コンテンツの提供等により著作権及び著作隣

(32) 「コンセイユ・デタ (Conseil d'Etat)」は最高行政裁判所に該当し、また政府の諮問機関としての機能も有する。

(33) “Gouvernance.” ARCOM website <<https://www.arcom.fr/nous-connaître/notre-institution/gouvernance>>



接権を重大かつ反復的に侵害するウェブサイト<sup>(34)</sup>を一覧表（ブラックリスト）に登録し、これを公表するというものがある（L. 第 331-25 条 I）。まず、現役の行政裁判官の中からコンセイユ・デタ副長官が任命する報告者（rapporteur）の要求に基づき、その権限の下に置かれた ARCOM の職員（agent）（後述（3）参照）が、ウェブサイトにおける海賊行為について事実確認のための調査を行い、作成した調書を報告者に伝達する。これを基に、報告者が、問題となっているウェブサイトがブラックリストへの登録に値すると判断した場合には、当該調書を ARCOM の長に送付する（同条 II）。ARCOM の長は、当該ウェブサイトの責任者を公開審問に召喚し、聴取等を行う（同条 III）<sup>(35)</sup>。その後、評議会が、当該ウェブサイトが重大かつ反復的な方法により著作権又は著作隣接権を侵害したと判断し、その結果、当該ウェブサイトをブラックリストに登録することにつき、理由を付して議決した場合には、当該登録が行われる。この議決においては、登録期間（最長 12 か月間）を定める。ブラックリストに登録されたウェブサイトの事業者は、自らが著作権及び著作隣接権を尊重していることを証明することを条件に、ARCOM に対して一覧表からの削除を要求することができる（同条 IV）。

ブラックリストへの登録の影響は、ブラックリストに登録されたウェブサイトにとどまらず、当該ウェブサイトと関係のある者にも及ぶ。ブラックリストに登録されたウェブサイトと取引関係にある自然人又は法人（特に広告主）は、当該関係について公表しなければならず、また、必要に応じて経営報告書を作成する場合には、その中で当該関係に言及しなければならない（同条 V）。

## (2) 違法コンテンツを転載するミラーサイト対策

その他、新たに付与された権限に基づき、ARCOM は、海賊行為を行ったウェブサイトの「全体又は本質的な内容を転載する」ミラーサイトへの対策を講ずることができる（L. 第 331-27 条）。具体的には、海賊行為を行ったウェブサイトであって、司法裁判所の確定判決によりブロッキング等のアクセス遮断措置又は検索結果への非表示の措置が講じられることが決定されたものについて、ARCOM は、著作権等を侵害された権利を有する者の申立てに基づき、インターネットサービス・プロバイダ及びドメイン管理者等に対して当該ミラーサイトへのアクセス遮断措置を、検索エンジンの運営者等に対して当該ミラーサイトの検索結果への非表示を、それぞれ講ずるよう命じることができる。

(34) 知的所有権法典では、「オンライン公衆通信サービス」という語が用いられている。「オンライン公衆通信」とは、「送信者と受信者の相互の情報交換を可能にする電子的通信の方法による、個人の求めに応じたデジタルデータの伝達であって、私信としての性格を有しないもの」（デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号（Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000801164>>）第 1 条 IV 第 4 段）をいう。また、「オンライン公衆通信サービス（service de communication au public en ligne）」とは、ウェブサイト、P2P サービス、共有サイトサービス等のオンライン公衆通信の提供サービス一般を指す（服部 前掲注 (9), p.106.）。なお、2021 年法の改正の背景には、海賊行為の主な手法の変化により、ストリーミングサイトを始めとするウェブサイトを経由する手法が主流となったことから、本稿では、「オンライン公衆通信サービス」を「ウェブサイト」と言い換えることとする。

(35) ただし、当該ウェブサイトの責任者が公開審問への召喚に応じなくとも、ARCOM におけるブラックリストの登録の是非に関する審議の手の進行は妨げられないこととされている（L. 第 331-25 条 III）。

### (3) 承認された ARCOM の職員による海賊行為の事実確認

ARCOM の職員のうち、①法令に従い設立された職業的保護組織<sup>(36)</sup>、②集中管理組織<sup>(37)</sup> 及び③国立映画・映像センター<sup>(38)</sup> から指名され、文化担当大臣により承認されたものには (L. 第 331-19 条)、評議会議長により、5 年の期間 (再任可能) について、ブラックリストの作成及び公開 (L. 第 331-25 条) 並びにミラーサイト対策 (L. 第 331-27 条) を講ずるためのインターネット上での海賊行為の事実確認を行うための権限が付与される (L. 第 331-2 条、R. 第 331-2 条)。この承認された ARCOM の職員は、それまでに有罪判決を受けたことがなく、また行政調査<sup>(39)</sup> により職務遂行と両立し得ない行動がないことが認められた者でなければならない (L. 第 331-16 条、R. 第 331-3 条)。

承認された ARCOM の職員は、刑事上の責任を負うことなく、①インターネット上の海賊行為に関連する可能性のある電子的やり取りへの変名を用いての参加、②保護される著作物等のウェブサイト上での複製、③海賊行為の性格付けのために証拠となる要素を抽出すること等、④海賊行為の実行を助ける機器及びソフトウェアの取得等を行うことが認められる (L. 第 331-14 条)。ただし、これらの行為は、他人に犯罪行為を行うことを促す結果をもたらしてはならず、また承認された ARCOM の職員は、これらの行為により収集した情報及び自らの権限を行使した状況を調書に記載しなければならない (同条)。

加えて、承認された ARCOM の職員は、特にブラックリスト作成に先立つ海賊行為等の事実確認の際に、著作権者又は著作隣接権者に対して、問題となっているウェブサイトの事業者に著作権者らが与えた利用許諾、当該ウェブサイトの事業者が当該著作権者らが送付した通知又は当該ウェブサイト上で海賊行為等があったことを確認することを可能にするその他の要素並びに承認された ARCOM の職員により行われる確認に関する情報を要求することができる (L. 第 331-25 条 II)。

### (4) その他の主な任務及び権限

ARCOM は、インターネット上での海賊行為への対策を講ずるほかに、インターネット上で

---

(36) 「職業的保護組織 (organisme de défense professionnelle)」とは、規約上、当該組織が責任を有する利益の擁護のために、附帯私訴 (刑事事件において、民事の損害賠償を請求できる制度。) を行う資格を有する組織である (L. 第 331-1 条)。例えば、視聴覚海賊行為対策協会 (Association de lutte contre la piraterie audiovisuelle) などがあり、同協会は、偽造行為への対策やその防止・啓発活動を行っている。“Missions.” Association de lutte contre la piraterie audiovisuelle website <<https://www.alpa.paris/missions/>>

(37) 「集中管理組織 (organisme de gestion collective)」は、権利を有する者を代理して、著作権又は著作隣接権を管理することを主な目的とする非営利組織である (知的所有権法典 L. 第 321-1 条)。

(38) 1946 年に設立された公施設法人で、文化省の管轄下で映画及びその他の映像産業 (特に視聴覚映像、ビデオ及びマルチメディア) の分野において国の政策の構想及び実行を担う。“Centre national du cinéma et de l'image animée (CNC).” Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Espace-documentation/Repertoire-des-ressources-documentaires/Centres-nationaux/Centre-national-du-cinema-et-de-l-image-animee-CNC>>

(39) ここで言う「行政調査 (enquête administrative)」とは、安全保障等に関わるデータの自動処理に携わる人物の採用に関する行政機関の決定に際し、当該人物がそのようなデータを取り扱うことが適切であるかどうか、過去の行動について行う調査を意味する (国内安全法典 (Code de la sécurité intérieure. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000025503132](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000025503132)>) L. 第 114-1 条)。具体的には、犯罪歴、指名手配者リスト等のファイルを調査する。“Les enquêtes administratives de sécurité,” 2023.4.4. Commission nationale de l'informatique et des libertés website <<https://www.cnil.fr/fr/les-enquetes-administratives-de-securite>> 安全に関する方針及び計画に関する 1995 年 1 月 21 日の法律第 95-73 号 (Loi n° 95-73 du 21 janvier 1995 d'orientation et de programmation relative à la sécurité. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000369046>>) 第 17-1 条は、国内安全法典 L. 第 114-1 条に規定する行政調査のリストをコンセイユ・データの議を経るデクレで定めることを規定している。

の著作物の合法的な提供を奨励する。このために、ARCOM は、①ユーザーがウェブサイトやオンラインのサービスの合法性について判断しやすくするためのツール<sup>(40)</sup>を開発し、②著作権等を尊重するコンテンツを利用しようとする、又はそのようなコンテンツを利用しないというユーザーの行動の動機に関する指標<sup>(41)</sup>を毎年公表しなければならない（L. 第 331-17 条）。特に①は、HADOPI が行っていた、著作物の合法的な提供を行うウェブサイトへのラベル付与の任務に取って代わるものである<sup>(42)</sup>。ラベル付与は、インターネット上での著作物の提供が合法的なものかどうか、ユーザー自らが判断することができるように行われていた。ラベル付与は、ウェブサイトからの申請を HADOPI が公開し、権利者からの異議がなかった場合に行われた。申請手続が複雑であることも指摘されており、実際に合法的な提供を行っているウェブサイトであっても、申請を行わないためにラベルを付与されていないサービスがあるとされていた。このほか、ウェブサイトの側に経済的効果等のメリットがなく、また合法的な提供か否かを判断するのは HADOPI ではないため、「合法的な提供であることを明確に識別する」というラベル付与の目的が十分に達成されていないと考えられていた。以上の理由から、HADOPI のラベル付与の任務は ARCOM に継承されず、より効果的に合法的な提供の推進を行うために①が定められた。

このほか、障害者がインターネット上で著作物に容易にアクセスできるようにするために、ARCOM は、出版者、フランス国立図書館（Bibliothèque nationale de France: BnF）、図書館、資料館等から、全ての有用な資料及び情報を収集することができることとされた（L. 第 331-31 条 II）。資料及び情報の収集について協力を得られなかった場合、ARCOM は、特に出版者に対して、著作物のデジタルデータを BnF に納入する義務の遵守を催告することができる<sup>(43)</sup>。

## おわりに

2024 年 4 月、ARCOM は、スポーツ及び文化関連のコンテンツの海賊行為対策に関する

(40) こうしたツールの例として、著作権を尊重していると考えられるウェブサイトやサービスを検索できるポータルサイト <<https://www.arcom.fr/sites-plateformes>> 及びユーザーが閲覧しているウェブサイトやサービスが ARCOM により参照されているかどうかをリアルタイムで確認することのできるブラウザの拡張機能（Extension offre légale. Google chrome, Microsoft Edge 及び Mozilla Firefox で利用可能。）が挙げられる。“L’encouragement au développement de l’offre légale.” ARCOM website <<https://www.arcom.fr/se-documenter-ressources-pedagogiques/accompagnement-aux-usages-numeriques/lencouragement-au-developpement-de-loffre-legale>>

(41) インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関の指標に関する 2011 年 4 月 11 日のデクレ第 2011-386 号（Décret n° 2011-386 du 11 avril 2011 relatif aux indicateurs de la Haute Autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur internet. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000023850881>>）の附則において、①コンテンツの合法的な提供の発展の奨励に関する任務に関する指標（ユーザーが著作権等を尊重するコンテンツの利用を指向する動機又は指向しない動機等）及び②電子的通信ネットワーク上での保護される著作物等の利用の監視に関する指標（当該著作物等の全体量、適法又は不法な利用を行っているユーザーの年齢、性別、居住地域等）が示されている。ARCOM は、年次活動報告書において、この指標に基づく毎年のデータを公表しなければならないということである。

(42) *Etude d’impact: Projet de loi relatif à la communication audiovisuelle et à la souveraineté culturelle à l’ère numérique*, 2019.12.4, pp.184-186, 194. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115b2488\\_etude-impact.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115b2488_etude-impact.pdf)>

(43) 知的所有権法典 L. 第 122-5-1 条は、図書館等における障害者個人による閲覧のための著作物の複製等の実施条件を定めている。同条第 2 号において、障害者等による閲覧のために、図書館等において障害者の利用に適した資料を作成しやすくできるよう、著作物のデジタルデータ（XML、EPUB、PDF、Word 等）を BnF に提出することを出版者に対して義務付ける。

2023年の活動の総括<sup>(44)</sup>を発表した。この総括によると、著作権等を侵害し得るコンテンツを提供するウェブサイト又はアプリの利用者数の月平均は、2021年にインターネットユーザー全体の22%であったが、ARCOMが設立された2022年には全体の17%に、2023年には16%へと更に減少した。また、違法コンテンツを提供するウェブサイトのミラーサイトについて、2022年10月から2023年12月までの間に、ARCOMは、594のウェブサイトのブロッキングを行った。ブロッキングされたウェブサイト及びそのミラーサイト全体の利用者数は、2023年1月から同年12月までの間に30%減少したとされる。これらの動きは、いずれも違法コンテンツを提供するストリーミングサイトやそのダウンロードリンクを提供するウェブサイトにおいて、より顕著に見られるという。

このように、前身のHADOPIからインターネット上での著作権保護の使命を引き継いだARCOMの活動は、一定の成果を上げているといえるであろう。フランスにおける著作権保護の動きの加速に更に資することができるか、ARCOMの今後の動きに注目したい。

(なら しおり)

---

(44) “*Lutte contre le piratage de contenus sportifs et culturels: Bilan 2023*,” 2024.4. ARCOM website <<https://www.arcom.fr/sites/default/files/2024-04/Arcom-Lutte-contre-le-piratage-de-contenus-sportifs-et-culturels-Bilan-2023.pdf>>

# 知的所有権法典（抄）

Code de la propriété intellectuelle

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 奈良 詩織 訳  
調査及び立法考査局フランス法研究会訳\*

## 【目次】

### 法律の部

#### 第1部 文学的及び美術的所有権（L. 第 111-1 条～L. 第 343-7 条）

##### 第3編 著作権、著作隣接権及びデータベース製作者の権利に関する一般規定（L. 第 311-1 条～L. 第 343-7 条）

##### 第3章 防止措置、訴訟手続及び制裁（L. 第 331-1 条～L. 第 336-4 条）

##### 第1節 一般規定（L. 第 331-1 条～L. 第 331-34 条）

##### 第3款 視聴覚・デジタル通信規制機関（L. 第 331-12 条～L. 第 331-34 条）

##### 第1目 著作権及び著作隣接権の保護に関する権限及び組織（L. 第 331-12 条～L. 第 331-16 条）

##### 第2目 電子的通信ネットワーク上での著作権及び著作隣接権により保護される著作物及び対象物の合法的な提供の発展の奨励並びに適法及び不法な利用の監視の任務（L. 第 331-17 条～L. 第 331-18 条）

##### 第3目 著作権又は著作隣接権の目的となる著作物及び対象物の保護の任務（L. 第 331-19 条～L. 第 331-34 条）

##### 第1小目 加入者に対する勧告書の送達（L. 第 331-19 条～L. 第 331-24 条）

##### 第2小目 権利侵害の性格付け（L. 第 331-25 条～L. 第 331-26 条）

##### 第3小目 ミラーサイトに対する闘い（L. 第 331-27 条～L. 第 331-34 条）

#### 第1部 文学的・美術的所有権（L. 第 111-1 条～L. 第 343-7 条）

##### 第3編 著作権、著作隣接権及びデータベース製作者の権利に関する一般規定（L. 第 311-1 条～L. 第 343-7 条）

##### 第3章 防止措置、訴訟手続及び制裁（L. 第 331-1 条～L. 第 336-4 条）

\* この翻訳は、フランス法研究会の令和4年（2022年）1月から令和5年（2023年）12月までの活動の成果であり、Code de la propriété intellectuelle. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006069414](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006069414)> を訳出したものである。ただし、編集上のミスと推測されるため、一部、この出典に基づく条文に従わなかった箇所もある（後掲注(30)参照。）。訳出した第1部第3編第3章第1節第3款は、「デジタル時代における文化的著作物へのアクセスの規制及び保護に関する2021年10月25日の法律第2021-1382号（Loi n° 2021-1382 du 25 octobre 2021 relative à la régulation et à la protection de l'accès aux œuvres culturelles à l'ère numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044245615>>）」による改正を含む2022年1月1日時点の最新の条文である。当会の構成メンバー（当時）は、小笠原美喜、南亮一、秋山瑞季、宇都山純孝、岡田将太郎、亀澤明彦、河村拓哉、北岡健司、後藤茉莉、齊藤真生子、鈴木茉由子、高野雄太、富田穰治、奈良詩織、服部有希、前垣内敦史、真子和也、山岡規雄である。訳文中〔 〕内の語句は、訳者が補ったものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年5月23日である。

## 第1節 一般規定 (L. 第 331-1 条～L. 第 331-34 条)

### 第3款 視聴覚・デジタル通信規制機関 (L. 第 331-12 条～L. 第 331-34 条)

#### 第1目 著作権及び著作隣接権の保護に関する権限及び組織 (L. 第 331-12 条～L. 第 331-16 条)

##### L. 第 331-12 条

視聴覚・デジタル通信規制機関<sup>(1)</sup> [(以下「規制機関」という。)]<sup>(2)</sup> は、次に掲げる任務を遂行する。

1° オンライン公衆通信<sup>(3)</sup> サービスの用に供される電子的通信ネットワーク上で行われる著作権、著作隣接権<sup>(4)</sup> 又はスポーツ法典 L. 第 333-10 条に規定する視聴覚利用権<sup>(5)</sup> の侵害に関し、これらの権利の目的である著作物<sup>(6)</sup> 及び対象物を保護する任務

規制機関は、公衆、特に学校及び大学の公衆に対して [当該任務に係る] 啓発及び予防の活動を行う。

2° オンライン公衆通信サービスの用に供される電子的通信ネットワーク上で、著作権、

(1) Autorité de regulation de la communication audiovisuelle et numérique: ARCOM. テレビ・ラジオ放送を許可し、コンテンツ提供者に課された義務の遵守を監視する「視聴覚高等評議会 (Conseil supérieur de l'audiovisuel: CSA)」と、オンライン上での権利侵害から著作権及び著作隣接権の目的となっている著作物を保護する「インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関 (Haute Autorité pour la diffusion des oeuvres et la protection des droits sur l'internet: HADOPI)」の合併により設立された機関。CSA については、豊田透「フランスにおける放送の自由と規制」『外国の立法』No.268, 2016.6, pp.20-37. <<https://doi.org/10.11501/10016373>>, HADOPI については、服部有希「フランスのインターネット違法ダウンロード規制法—著作権の保護と表現の自由の均衡をめぐって—」『外国の立法』No.250, 2011.12, pp.104-144. <<https://doi.org/10.11501/3382143>> をそれぞれ参照。

(2) 原文には、このような略称に関する規定はないが、以下の条文において「l'autorité」等の略称で示される場合が多いため、この翻訳では、正式名称が用いられていない場合又は ARCOM のことを示す代名詞が用いられている場合には、原則としてこの略記を用いることとする。

(3) 「オンライン公衆通信 (communication au public en ligne)」とは、「送信者と受信者の相互の情報交換を可能にする電子的通信の方法による、個人の求めに応じたデジタルデータの伝達であって、私信としての性格を有しないもの」(デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号 (Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000801164>>) 第 1 条Ⅳ第 4 段) をいう。また、「オンライン公衆通信サービス (service de communication au public en ligne)」とは、ウェブサイト、P2P サービス、共有サイトサービス等のオンライン公衆通信の提供サービスを指す。服部前掲注 (1), p.106.

(4) 原語は「droit voisin」であり、逐語的に訳すと「隣接権」であるが、「著作隣接権 (droit voisin du droit d'auteur)」の意味で用いられているため、以下「du droit d'auteur」がない場合であっても、「著作隣接権」と訳す。

(5) スポーツ法典 (Code du sport. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006071318](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071318)>) L. 第 333-10 条は、オンライン公衆通信サービス上のコンテンツにより、スポーツの試合の中継等の視聴覚利用権 (droit d'exploitation audiovisuelle) に対して重大かつ反復的な侵害が認められた場合の権利保護を図るための規定。同法典 L. 第 333-1 条によると、視聴覚利用権とは、スポーツ大会の組織者等が有する、当該者が組織するスポーツの大会又は試合を利用する権利である。競争政策機関 (Autorité de la concurrence. 日本の公正取引委員会に相当する。) は、同権利について、スポーツの試合又は大会の視聴覚利用権のためのプロスポーツリーグによる商業化に関するデクレ案に対する意見において、テレビ、ラジオ、遠隔通信ネットワーク (インターネット等) によるスポーツの試合の放送権及び固定記憶装置 (DVD 等) 又はテレビ放送の専門番組によるスポーツの試合の画像の利用権を包含する権利であると述べている。"Avis 04-A-09 du 28 mai 2004 relatif à un projet de décret sur la commercialisation par les ligues professionnelles des droits d'exploitation audiovisuelle des compétitions ou manifestations sportives." Autorité de la concurrence website <<https://www.autoritedelaconcurrence.fr/sites/default/files/commitments//04a09.pdf>>

(6) 「著作物 (œuvre)」とは、この法典 L. 第 112-1 条にいう「精神の著作物 (oeuvre de l'esprit)」(書籍、文学的・美術的・学術的作品、講演、戯曲、振付、歌詞・楽曲、映画、絵画、図形、組版、写真、応用美術、地図、ソフトウェア等) をいい、著作権による保護対象となる。

著作隣接権又はスポーツ法典 L. 第 333-10 条に規定する視聴覚利用権により保護される著作物及び対象物に関し、合法的な提供の発展を奨励し、並びに適法及び不法な利用を監視する任務

3° 保護される著作物及び対象物の保護及び特定に関する技術的措置<sup>(7)</sup>の分野における規制及び監視の任務

これらの任務として、規制機関は、特に、勧告、ベストプラクティスの手引き、[協定等の]雛形及び標準条項<sup>(8)</sup>並びに行動規範を採択することにより、この法典 L. 第 331-20 条に規定する安全確保の方策の存在に関する公衆への情報提供を促進し、並びにオンライン公衆通信サービスの用に供される電子的通信ネットワーク上での著作権及び著作隣接権又はスポーツ法典 L. 第 333-10 条に規定する視聴覚利用権の侵害の救済に貢献し得る自発的な協定の締結を促進する全ての措置を講ずる。

規制機関は、締結された協定の有効性を評価する。そのために、規制機関は、当該協定の実施に関連する情報であって、有用なもの全てを当事者に要求することができる。規制機関は、このような協定の締結を推進するための勧告及び協定の履行又は締結時において生じ得る困難を緩和するための提案を行うことができる。

#### L. 第 331-13 条

通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号<sup>(9)</sup>第 4 条 IV の規定の適用により指名される規制機関の [評議会の] 構成員は、この款第 3 目第 1 小目に規定する任務の遂行する責務を有する。

#### L. 第 331-14 条

I. L. 第 331-12 条に規定する任務の遂行のため、視聴覚・デジタル通信規制機関は、コンセユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い、司法機関に宣誓し、視聴覚・デジタル通信規制機関の長により権限が付与された公的職員 [agent publique] を自由に使える。この権限の付与は、法律により保護される秘密へのアクセスを許可する手続を定める規定の適用を免除するものではない。

II. この款第 3 目第 1 小目に規定する任務の遂行のため、この条 I に規定する職員は、L. 第 331-19 条に規定する条件に従い、規制機関に提起された申立てを受理する。

当該職員は、第 1 編及び第 2 編に規定する権利を有する者<sup>(10)</sup>の許諾が必要な場合にお

(7) 技術的措置 (mesure technique) とは、著作権を有する者により許諾されていない著作物 (ソフトウェアを除く。) の使用を制限するためのものであり、暗号化、スクランブル等の仕組みを利用することにより、この目的を果たすものとされる (知的所有権法典 L. 第 331-5 条)。

(8) 「標準条項 (clauses types)」とは、契約等において記載すべき事項として、法令で定められているものをいう。他の法典の例では、映画・映像法典 (Code du cinéma et de l'image animée. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000020908868](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000020908868)>) L. 第 311-5 条において、映画の著作者及び視聴覚著作物の著作者との契約に著作者人格権の尊重に関する標準条項を含めることを国立映画・映像センター (後掲注 (26) 参照) からの助成を受けるための条件としている。

(9) Loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000512205>> 同法第 4 条は、ARCOM の評議会の構成員 (membre) の任命・任期等に関する規定で、IV は、ARCOM が、コンセユ・デタ副長官及び破毀院長官により構成員としてそれぞれ任命されたコンセユ・デタ構成員及び破毀院構成員のうち、知的所有権法典 L. 第 331-19 条から L. 第 331-24 条までに規定する任務を遂行する 1 名を指名することとしている。なお、ARCOM の評議会は、共和国大統領が任命する議長及び 8 名の構成員 (上下両院議長が 3 名ずつ指名、コンセユ・デタ副長官及び破毀院長官がそれぞれ 1 名ずつ指名) から成る。構成員の任期は 6 年間であり、上下両院議長が指名する計 6 名については、2 年ごとに別の者に交代する。

いて、当該許諾を得ることなく保護される著作物又は対象物の複製、公演、提供又は公衆送信の目的でオンライン公衆通信サービスへの接続が使用された加入者について、電子的通信事業者から、その保有する身元情報、住所、電子メールアドレス及び電話番号を取得することができる。

Ⅲ. L. 第 331-25 条及び L. 第 331-27 条に規定する任務の遂行のため、権限を付与され宣誓した視聴覚・デジタル通信規制機関の職員は、L. 第 335-3 条<sup>(11)</sup> 及び L. 第 335-4 条<sup>(12)</sup> に規定する犯罪を構成する可能性のある事実がオンライン公衆通信サービスの用に供される電子的通信ネットワーク上で行われた場合には、当該事実につき事実確認を行うことができる。

事実確認を行うに当たり、権限を付与され宣誓した規制機関の職員は、刑事上の責任を負うことなく、次に掲げることを行うことができる。

- 1° これらの犯罪に関係する可能性のある電子的なやり取りに変名を用いて参加すること。
- 2° 保護される著作物又は対象物をオンライン公衆通信サービス上で複製すること。
- 3° 犯罪を構成する可能性のある事実の性格付けのため、この方法により、証拠となる要素を当該サービス上で抽出し、取得し、又は保存すること。
- 4° 偽造行為の実行を容易にするハードウェア及びソフトウェアを取得し、及び研究すること。

これらの行為は、他人に犯罪を教唆することを促す結果をもたらしてはならず、そのような結果をもたらした場合には、[当該事実確認等は、] 無効となる。

Ⅲ 第 1 段に規定する職員は、このように収集した情報を、第 1 号から第 4 号までの規定により認められた権限が行使された状況を報告する調書に記載する。

#### L. 第 331-15 条

この款第 3 目第 1 小目に規定する任務を遂行する責務を有する視聴覚・デジタル通信規制機関の[評議会の]構成員及び L. 第 331-14 条に規定する権限を付与され宣誓した職員は、L. 第 335-2 条<sup>(13)</sup>、L. 第 335-3 条、L. 第 335-4 条及び L. 第 335-7-1 条<sup>(14)</sup> に規定する違反となり得る行為がオンライン公衆通信サービスの用に供される電子的通信ネットワーク上で行われた

(10) 以下、著作者又は実演家等として著作権又は著作隣接権を有する者 (titulaire) を「権利を有する者」と訳し、これらの者から権利を継承した者 (ayant droit) を「権利承継人」と訳す。

(11) 知的所有権法典 L. 第 335-3 条は、①著作権を侵害するような著作物の複製、上演又は頒布、②ソフトウェア著作権の侵害、③映画館における映画の盗撮を偽造 (contrefaçon. 後掲注 (13) 参照) とみなす規定。

(12) 知的所有権法典 L. 第 335-4 条は、実演家、レコード若しくはビデオの製作者、視聴覚通信企業、報道出版社又は通信社の許諾なく行われる演奏、録音物、映像ソフト、番組又は報道出版物の固定 (録音、録画等)、複製、通信若しくは提供又はテレビ放送を行った者に拘禁刑 3 年及び罰金 30 万ユーロ (約 4920 万円) を科すことを定める規定。なお、フランスでは、量刑は法定刑を上限として裁判所が決定する。また、1 ユーロ = 164 円で換算した (令和 6 年 5 月分報告省令レートに基づく)。以下の換算についても同様とする。

(13) 知的所有権法典 L. 第 335-2 条は、著作者の所有権に関する法令を無視して、文書、楽曲、デザイン、絵画又はその他全ての作品の全部又は一部を印刷し、又は印刻する行為を偽造とする規定。偽造を行った者は、拘禁刑 3 年及び罰金 30 万ユーロ (約 4920 万円) を科される。

(14) L. 第 335-7-1 条は、同法典 L. 第 336-3 条に規定する義務 (後掲注 (28)) を履行しなかった者に対して、L. 第 335-7 条に規定する補充刑 (オンライン公衆通信サービスへのアクセス停止 (最長 1 年間) 及び同種のサービスに関するその他の契約への申込みの禁止 (最長 1 年間)。後掲注 (29) 参照) が科される場合があることを定める。また、当該補充刑を科された者が、接続停止期間中に利用契約申込みの禁止を守らなかった場合に、更に 3,750 ユーロ (61 万 5000 円) 以下の罰金が科される可能性があることを定める。



場合には、当該事実につき事実確認を行うことができる。

さらに、当該構成員及び職員は、関係者の意見を収集することができる。〔当該関係者に対する〕 召喚状において、〔当該構成員及び職員の〕 権限について言及される。

関係者が〔意見を〕 聴取されることを要求した場合には、当該構成員及び職員は、当該関係者を召喚し、及び〔その意見を〕 聴取する。聴取を受ける者は全て、自ら選んだ弁護人の援助を受ける権利を有する。

刑事訴訟法典<sup>(15)</sup> 第 28 条に則り、同法典第 61-1 条<sup>(16)</sup> は、違反を犯した事又は犯そうとしたことを疑うに足る理由が存在する者の聴取が実施される場合に適用される。

聴取の調書の写しは、当該関係者に送付される。

## L. 第 331-16 条

安全に関する方針及び計画に関する 1995 年 1 月 21 日の法律第 95-73 号第 17-1 条に規定する条件下で、この法典 L. 第 331-14 条に規定する職員への権限付与の決定に先立ち、当該職員の行動がその職務又は任務の遂行と両立し得ないものでないことを確認するための行政調査<sup>(17)</sup>が行われる。

## 第 2 目 電子的通信ネットワーク上での著作権及び著作隣接権により保護される著作物及び対象物の合法的な提供の発展の奨励並びに適法及び不法な利用の監視の任務（L. 第 331-17 条～ L. 第 331-18 条）

### L. 第 331-17 条

合法的な提供（商業的か否かを問わない。）の発展を奨励する任務及び著作権、著作隣接権又はスポーツ法典 L. 第 333-10 条に規定する視聴覚利用権により保護される著作物及び対象物の電子的通信ネットワーク上での利用（適法か不法かを問わない。）を監視する任務として、視聴覚・デジタル通信規制機関は、公衆への合法的な提供の可視性及び内容保証 [référencement] を強化するためのツール<sup>(18)</sup>を開発し、及びデクレで一覽を規定する指標<sup>(19)</sup>

(15) Code de procédure pénale. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006071154](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071154)> 同法典第 28 条は、特別法により司法警察員（犯罪の確定、証拠の収集、行為者の特定等の権限を有する官吏 (fonctionnaire)）の権限の一部を付与される官吏並びに行政機関及び公共サービスの職員 (agent) の権限行使について定める規定。刑事訴訟法典第 28 条にいう「特別法」の一つが知的所有権法典 L. 第 331-14 条（旧 L. 第 331-21-1 条）であり、これを根拠に ARCOM（改正前は HADOPI）の職員は、司法警察の権限を付与されるという関係になる。Michel Mercier, *Sénat Rapport*, N° 491, 2013.3.23, p.249. <<https://www.senat.fr/rap/115-491-1/115-491-11.pdf>>

(16) 刑事訴訟法典第 61-1 条は、被疑者の聴取に先立ち、嫌疑をかけられている犯罪の名称等や被疑者の権利について被疑者に通知すべきことを定めている。

(17) ここで言う「行政調査 (enquête administrative)」とは、安全保障等に関わるデータの自動処理に携わる人物の採用に関する行政機関の決定に際し、当該人物がそのようなデータを取り扱うことが適切であるかどうか、過去の行動について行う調査を意味する（国内安全法典 (Code de la sécurité intérieure. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000025503132](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000025503132)>) L. 第 114-1 条)。具体的には、犯罪歴、指名手配者リスト等のファイルを調査する。“Les enquêtes administratives de sécurité,” 2023.4.4. Commission nationale de l’informatique et des libertés website <<https://www.cnil.fr/fr/les-enquetes-administratives-de-securite>> 安全に関する方針及び計画に関する 1995 年 1 月 21 日の法律第 95-73 号 (Loi n° 95-73 du 21 janvier 1995 d’orientation et de programmation relative à la sécurité. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000369046>>) 第 17-1 条は、国内安全法典 L. 第 114-1 条に規定する行政調査のリストをコンセイユ・データの議を経るデクレで定めることを規定している。

(18) こうしたツールの目的をより具体的に述べれば、インターネットユーザーにウェブサイト等の合法性を判断するのに資する情報を提供して合法的なウェブサイトの利用を促進すること、著作権等を尊重しているウェブサイトの評価することである。実際のツールの例として、著作権を尊重していると考えられるウェブサイトやサービ

を毎年公表する。規制機関は、通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 18 条に規定する報告書<sup>(20)</sup>において、合法的な提供の発展について報告する。

規制機関は、著作権、著作隣接権又はスポーツ法典 L. 第 333-10 条に規定する視聴覚利用権により保護される著作物及び対象物の電子的通信ネットワーク上での不正な利用を可能にする技術的方式を特定し、及び研究する。規制機関は、1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 18 条に規定する報告書において、必要に応じて、これを改善するための解決策を提案する。

## L. 第 331-18 条

I. 視聴覚・デジタル通信規制機関は、L. 第 137-1 条に規定するオンラインコンテンツ共有サービスの提供者<sup>(21)</sup>により講じられる、保護される著作物及び対象物の保護措置について、保護される著作物及び対象物の保護を確保する適性（配備<sup>(22)</sup>及び動作の条件を含む。）の観点から、その有効性の水準を評価する。規制機関は、当該保護措置の改善に向けた勧告書及び必要とされる透明性の水準に関する勧告書を作成することができる。

この I 第 1 段に規定する評価の任務として、権限を付与され、宣誓した視聴覚・デジタル通信規制機関の職員は、[当該データに] 見合った方法で、一般にアクセス可能なデータの自動収集を実行することができる。

視聴覚・デジタル通信規制機関は、当該サービスの提供者、権利を有する者及び当該保護措置の設計者に対して、全ての有用な情報を求めることができる。

II. 視聴覚・デジタル通信規制機関は、利用者によりアップロードされた著作権及び著作隣接権を侵害しないコンテンツを [オンラインコンテンツ共有] サービスにおける自由な利用を確保するため、権利を有する者と当該共有サービスの提供者との間の協力を奨励する。規制機関は、当事者からの意見聴取の後、特に権利を有する者により行われる必要かつ適切な通知又は情報提供に関し、権利を有する者及び当該サービスの提供者宛ての勧告書を作成することができる。

III. 視聴覚・デジタル通信規制機関は、通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-

---

スを検索できるポータルサイト <<https://www.arcom.fr/sites-plateformes>> 及びユーザーが閲覧しているウェブサイトやサービスが ARCOM により参照されているかどうかをリアルタイムで確認することのできるブラウザの拡張機能（Extension offre légale. Google chrome、Microsoft Edge 及び Mozilla Firefox で利用可能。）が挙げられる。“L’encouragement au développement de l’offre légale.” ARCOM website <<https://www.arcom.fr/se-documenter-ressources-pedagogiques/accompagnement-aux-usages-numeriques/lencouragement-au-developpement-de-loffre-legale>>

(19) インターネットにおける著作物の頒布及び権利の保護のための高等機関の指標に関する 2011 年 4 月 11 日のデクレ第 2011-386 号（Décret n° 2011-386 du 11 avril 2011 relatif aux indicateurs de la Haute Autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur internet. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000023850881>>）の附則において、①コンテンツの合法的な提供の発展の奨励に関する任務に関する指標（ユーザーが著作権等を尊重するコンテンツの利用を指向する動機又は指向しない動機等）及び②電子的通信ネットワーク上での保護される著作物等の利用の監視に関する指標（当該著作物等の全体量、合法的又は不法な利用を行っているユーザーの年齢、性別、居住地域等）が示されている。ARCOM は、年次活動報告書において、この指標に基づく毎年のデータを公表しなければならないということである。

(20) 通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 18 条に規定する報告書とは、ARCOM の年次活動報告書のことを指す。

(21) 知的所有権法典 L. 第 137-1 条に規定するオンラインコンテンツ共有サービスの提供者とは、利用者がアップロードする膨大な量の著作物等を蓄積し、これらの著作物等へのアクセスを公衆に提供することを目的又は主たる目的の一つとして、営利目的でオンライン公衆通信サービスを提供する者とされる。

(22) ウェブ上のアプリケーションやサービスを利用可能な状態にする配備を指す。

1067号第18条に規定する報告書において、この条に規定する任務について報告する。

### 第3目 著作権又は著作隣接権の目的となる著作物及び対象物の保護の任務（L. 第331-19条～L. 第331-34条）

#### 第1小目 加入者に対する勧告書の送達（L. 第331-19条～L. 第331-24条）

##### L. 第331-19条

視聴覚・デジタル通信規制機関は、次に掲げる機関から指名され、L. 第331-2条<sup>(23)</sup>に規定する条件に従い宣誓し、承認された職員の申立てに基づき行動する。

- 法令に従い設立された職業的保護組織<sup>(24)</sup>
- 集中管理組織<sup>(25)</sup>
- 国立映画・映像センター<sup>(26)</sup>

規制機関は、同様に、共和国検事<sup>(27)</sup>から提供された情報に基づいて、又は権利者の要求に応じて作成された執行吏の事実確認〔調書〕に基づいて行動することができる。

規制機関は、6か月以上前に生じた事実について申立てを受けることができない。共和国検事により提供された情報に関しては、この期間を12か月〔以上前〕とする。

##### L. 第331-20条

視聴覚・デジタル通信規制機関は、L. 第336-3条に規定する義務<sup>(28)</sup>の違反を構成する可能性のある事実について申立てを受けた場合には、規制機関の印章を押し、規制機関の名義で、電子的手段により、かつ、加入者と契約を締結したオンライン公衆通信サービスへのアクセスを提供する事業者の仲介により、又は普通郵便により、L. 第336-3条の規定を当該加

(23) 知的所有権法典L. 第331-2条は、著作権等に関する同法典の規定への違反の具体的な証拠を集める職員が、コンセイユ・デタの議を経るデクレ（同法典R. 第331-1条）に定める条件に従い、文化担当大臣により承認されることを定める。同法典R. 第331-1条によると、これらの職員は、EU加盟国国民又は欧州経済領域の加盟国国民で、職務遂行に必要な能力及び保証（職業経験等）を示し、かつ所定の犯罪歴のない者でなければならない。

(24) 「職業的保護組織（organisme de défense professionnelle）」とは、規約上、当該組織が責任を有する利益の擁護のために、附帯私訴（刑事事件において、民事の損害賠償を請求できる制度。）を行う資格を有する組織である（知的所有権法典L. 第331-1条）。例えば、視聴覚海賊行為対策協会（Association de lutte contre la piraterie audiovisuelle）などがあり、同協会は、偽造行為への対策やその防止・啓発活動を行っている。“Missions.” Association de lutte contre la piraterie audiovisuelle website <<https://www.alpa.paris/missions/>>

(25) 「集中管理組織（organisme de gestion collective）」は、権利を有する者を代理して、著作権又は著作隣接権を管理することを主な目的とする非営利組織である（知的所有権法典L. 第321-1条）。

(26) 1946年に設立された公施設法人で、文化省の管轄下で映画及びその他の映像産業（特に視聴覚映像、ビデオ及びマルチメディア）の分野において国の政策の構想及び実行を担う。“Centre national du cinéma et de l'image animée (CNC).” Ministère de la Culture website <<https://www.culture.gouv.fr/Espace-documentation/Repertoire-des-ressources-documentaires/Centres-nationaux/Centre-national-du-cinema-et-de-l-image-animee-CNC>>

(27) 「共和国検事（procureur de la République）」は、大審裁判所（tribunal de grande instance）の検事局長である。「大審裁判所検事正」と訳される場合もある。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、pp.461、604-605。大審裁判所は、通常の民事事件及び刑事事件を管轄する第一審裁判所であり、大審裁判所が刑事に関して裁判するときは「軽罪裁判所（tribunal correctionnel）」と称する。中村義孝『概説フランスの裁判制度』阿吽社、2013、p.85。

(28) 知的所有権法典L. 第336-3条は、オンライン公衆通信サービスのアクセス権者は、著作権又は著作隣接権を有する者の許諾を必要とする場合に、著作権又は著作隣接権により保護される著作物又は対象物がこれらの者の許諾を得ずに、複製され、上演され、提供又は公衆送信の目的で当該サービスが使用されることがないように監視する義務を有することを定める。

入者に想起させ、同条が定める義務を遵守することを当該加入者に命じ、並びに L. 第 335-7 条<sup>(29)</sup> 及び L. 第 335-7-1 条の規定に基づき課せられる制裁を警告する勧告書を当該加入者に送達することができる。この勧告書には、オンラインでの文化的コンテンツの合法的な提供、L. 第 336-3 条に規定する義務の不履行の防止を可能にする安全確保の手段の存在並びに著作権及び著作隣接権を尊重しない行為が芸術的創作の革新及び文化の分野における経済活動に対してもたらす危険性についての、当該加入者に対する情報提供も含まれる。

第 1 段に規定する勧告書の送達から 6 か月以内に、L. 第 336-3 条に規定する義務の違反を構成する可能性のある事実が繰り返された場合には、規制機関は、第 1 段に規定する条件に従い、電子的手段により、前回と同じ情報提供が含まれた新たな勧告書を送達することができる。規制機関は、この勧告書について、書留郵便その他の当該勧告書の提示日を証明する適切な手段を講じなければならない。

この条に基づき送達される勧告書には、L. 第 336-3 条に規定する義務の違反を構成する可能性のある事実が確認された日時を記載する。勧告書には、当該義務の違反に係る保護される著作物又は対象物の内容を明示する<sup>(30)</sup>。勧告書には、その名宛人が希望する場合に規制機関に「勧告に対する」意見を送付することができる郵便及び電子的手段による連絡先<sup>(31)</sup>を示す。

#### L. 第 331-21 条

オンライン公衆通信サービスへの接続を提供する事業者は、その加入者と締結する契約において、L. 第 336-3 条の規定及び視聴覚・デジタル通信規制機関によって講じられ得る措置に関する明確で、かつ、読みやすい記載を明示する。当該事業者は、その加入者と締結する契約において、著作権及び著作隣接権の侵害の場合及び L. 第 335-7-1 条が適用される場合に課される刑事的及び民事的な制裁も明示する。

さらに、この条第 1 段に規定する者 [= オンライン公衆通信サービスへの接続を提供する事業者] は、新たな加入者及び加入契約を更新した者に対して、オンライン上での文化的コンテンツの合法的な提供、L. 第 336-3 条に規定する義務の違反の防止を可能にする安全確保手段の存在並びに著作権及び著作隣接権を尊重しない行為が芸術的創作の革新及び文化の分野における経済活動に対してもたらす危険性に関する情報を提供する。

#### L. 第 331-22 条

視聴覚・デジタル通信規制機関は、自ら利用することができる技術的データを、この小目において規制機関に付与されている権限の行使に必要な期間、保存することができる。

オンライン公衆通信サービスへのアクセスを提供する事業者には、当該事業者が[当該サー

(29) 知的所有権法典 L. 第 335-7 条は、オンライン公衆通信サービスを用いて、同法典 L. 第 335-2 条（著作者の所有権に関する法令を無視して著作物等の全体又は一部が印刷されたものの出版等を偽造罪として罰する規定）、L. 第 335-3 条（前掲注(11)）及び L. 第 335-4 条（前掲注(12)）に規定する偽造等の罪を犯した者に対し、これらの罪に科される刑罰のほかに、当該オンライン公衆通信サービスへのアクセスの停止（最長 1 年間）及び全ての同種のサービスに関するその他の契約への申込みの禁止（最長 1 年間）という補充刑（*peine complémentaire*. 主刑を補充する刑罰）も言い渡され得ることを定める規定。

(30) 法令データベース（Légifrance）上、出典とした原文には、改正法（Loi n° 2021-1382 du 25 octobre 2021 relative à la régulation et à la protection de l'accès aux œuvres culturelles à l'ère numérique）により削除された単語（*pas*）が残存しているが、ここでは、この単語を無視した形で訳した。

(31) ARCOM のウェブサイトには、異議申立フォーム <<https://recommandation.arcom.fr/>> が用意されており、郵便によらなくても、このフォームから申立てを行うことが可能である。

ビスの] 停止を開始した日付を規制機関に通知する義務がある。規制機関は、停止期間の終了後直ちに加入者に関する個人データの消去を行う。

#### L. 第 331-23 条

この小目に規定する手続の対象となる者に係る個人データの自動処理 [の仕組み] を視聴覚・デジタル通信規制機関が作成することは許可される。

当該処理は、この小目に規定する措置、これに関連する手続上の全ての行為、司法機関への申立てがあった場合における職業的保護組織及び集中管理組織への当該申立てに関する様々な方式の情報提供並びに L. 第 L.335-7 条第 5 段<sup>(32)</sup> に規定する通知を規制機関が実施することを目的とする。

この条の適用の方式は、情報処理及び自由に関する国家委員会の意見を徴した後に制定される CONSEIL 議の議を経るデクレで定める。当該デクレは、特に次に掲げる事項を明確にする。

- 登録されるデータの種別及びその保存期間
- 当該データの伝達を受け取る権限を付与された受取人、特にオンライン公衆通信サービスへの接続を提供する事業者
- 情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号<sup>(33)</sup> に基づき関係者が自身に関するデータにアクセスする権利を規制機関に対して行使することができる条件。

#### L. 第 331-24 条

この小目の適用条件は、CONSEIL 議の議を経るデクレにより定める。

### 第 2 小目 権利侵害の性格付け (L. 第 331-25 条～L. 第 331-26 条)

#### L. 第 331-25 条

I. L. 第 331-12 条第 1 項に規定する任務として、視聴覚・デジタル通信規制機関は、重大かつ反復的な著作権又は著作隣接権の侵害をもたらしたことを確認した議決<sup>(34)</sup> の対象となったオンライン公衆通信サービスの名称及び違法行為を一覧表に登録したことを公表することができる。

II. この条 I に規定する一覧表への登録の事前審査手続の開始は、通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 42-7 条に規定する報告者<sup>(35)</sup> 又はその補助者のう

(32) 知的所有権法典 L. 第 L.335-7 条第 5 段は、刑罰に付加される補充刑 (前掲注 (29) 参照) に関する裁判 (décision) が確定した場合、オンライン公衆通信サービスへの接続を提供する事業者に対し、ARCOM がこの制裁について通知すると規定している。

(33) Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000886460>>

(34) ARCOM の評議会における議決のこと。ARCOM の評議会は、原則として毎週水曜日に会合を開催しており、そこで、ARCOM の管轄事項について審議し、議決を行っている。“Dossier de présentation,” 2023 édition, p.5. ARCOM website <[https://www.arcom.fr/sites/default/files/2023-10/arcom-dossier\\_de\\_presentation-2023.pdf](https://www.arcom.fr/sites/default/files/2023-10/arcom-dossier_de_presentation-2023.pdf)>

(35) 通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 42-7 条に規定する報告者とは、違反行為に対する制裁の言渡しに先立ち調査を行い、調査結果を踏まえて制裁手続の実行の可否を判断する報告者のことを指す。当該報告者は、現役の行政裁判官の中から、ARCOM の意見を徴した上で CONSEIL データ副長官により任命され、また当該報告者は、補助者による補佐を受けることを要求することができる。ARCOM は、その職務の遂行に必要な手段を提供することとされる。

ちの1人により行われる。

この法典 L. 第 331-14 条 III に規定する権限を付与され宣誓した職員には、報告者の要求に基づき、著作権又は著作隣接権の侵害に関する調査及び事実確認を行う資格が付与される。

当該職員は、1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 19 条により規制機関に認められている調査権限<sup>(36)</sup>を有するとともに、有用な全ての要素を考慮に入れ、著作権者又は著作隣接権を有する者に対して、次に掲げる事項に関する全ての情報を要求することができる。

- 1° これらの著作権又は著作隣接権を有する者がオンライン公衆通信サービス[事業者]に与えた利用許諾
- 2° これらの者[著作権又は著作隣接権を有する者]がオンライン公衆通信サービス[事業者]に送付した通知又は保護される著作物若しくは対象物のこれらのサービス上で不正な利用を確認することを可能にするその他の要素
- 3° この法典 L. 第 331-2 条に規定する、承認され宣誓した職員により行われる事実確認

当該職員の事実確認は、報告者に伝達される調書の対象となる。報告者は、収集された情報がこの条 I に規定する一覧表への登録を正当化すると判断する場合には、これ[一覧表への登録]を目的として規制機関の長に書類を送付する。

III. 規制機関は、問題となっているオンライン公衆通信サービスの責任者がその意見を述べ、[自らの行為の]正当性を示す全ての情報を提出するための公開審問に当該責任者を召喚する。この召喚[通知]は、デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 19 条第 2 号に規定する情報<sup>(37)</sup>に基づき、電子的手段により行われる。これらの情報を入手することができない場合には、規制機関は、そのウェブサイトを紹介して、関係するサービス[事業者]に通知する。いずれの場合においても、この召喚[通知]は、当該公開審問の期日の少なくとも 15 日前までに送付される。

当該公開審問について定められる期日に、問題となっているサービスの責任者は、自ら、又は代理人を介して出頭する。本人又は代理人の不出頭は、手続の進行を妨げない。

IV. III に規定する公開審問の後で、規制機関は、I に規定する一覧表への当該オンライン公衆通信サービスの登録について議決する。規制機関は、報告者の立会いなしに議決する。

対審手続の後で行われ、オンライン公衆通信サービスが重大かつ反復的に著作権又は著作隣接権を侵害したと規制機関が判断し、その結果、当該オンライン公衆通信サービスをこの条 I に規定する一覧表に登録することを決定する議決には、理由を付するものとする。規制機関は、12 か月を超えない範囲で I に規定する一覧表への登録期間を定める。

当該議決は、III 第 1 段に規定する条件<sup>(38)</sup>下で、規制機関のウェブサイト上で公開され、

(36) 通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 19 条は、同法により委ねられる任務を遂行するために、ARCOM が情報収集及び調査を行うことができることを定めている。

(37) デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 19 条第 2 号に規定する情報とは、オンライン公衆通信サービス事業者の所在地、電子メールアドレス、実際に連絡を取ることのできる電話番号を指す。

(38) デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 19 条第 2 号に規定する情報に基づいて電子的手段により通知すること及びこれらの情報を入手することができない場合には、ARCOM のインターネットサイトを介して関係するサービス事業者に通知すること等の条件を指す。

電子的手段により、問題となっているサービス〔事業者〕に通知される。

当該オンライン公衆通信サービス〔事業者〕は、著作権及び著作隣接権を尊重していることを証明する場合にはいつでも、この条 I に規定する一覧表からの削除を規制機関に要求することができる。規制機関は、Ⅲに規定する方式に従い行われる公開審問の後でなされる理由を付した決定により、この要求について裁定を下す。

V. I に規定する一覧表は、L. 第 331-12 条に規定する自発的な協定の署名者により利用され得る。当該一覧表への登録期間中、広告主、その〔広告主の〕代理人、租税一般法典第 299 条Ⅱ第 2 号に規定するサービス〔の事業者〕<sup>(39)</sup> 及び特に広告の掲載を行うために、又は決済手段を提供するためにこの条 I に規定するサービス事業者と取引関係にあるその他全ての者は、規制機関により明示される条件に従い、少なくとも 1 年に 1 回これらの関係の存在を公開し、必要に応じて、商法典 L. 第 232-1 条Ⅱに規定する経営報告書<sup>(40)</sup> において当該関係に言及する。

VI. この条 I に規定する一覧表への規制機関による登録は、権利を有する者が直接裁判官に対して要求することができる全ての制裁又は法的〔救済〕手段に必要な事前の段階とはならない。

#### L. 第 331-26 条

この小目の適用条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレにより定める。

### 第 3 小目 ミラーサイトに対する闘い (L. 第 331-27 条～L. 第 331-34 条)

#### L. 第 331-27 条

I. 確定力<sup>(41)</sup>を生じた司法裁判所の裁判が、L. 第 336-2 条<sup>(42)</sup>の適用により、オンライン公衆通信サービスへのアクセスを遮断するための措置が命じられた場合には、当該裁判の当事者である権利を有する者による申立てを受けた視聴覚デジタル・通信規制機関は、当該裁判の全ての対象者に裁判官により命じられた措置のために設定された期間内において、当該裁判において言及された当該サービスのコンテンツの全体又は本質的な内容を転載する〔reprenant〕オンライン公衆通信サービスへのアクセスを遮断することを要求する

(39) 租税一般法典 (Code général des impôts. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006069577](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006069577)>) 第 299 条Ⅱ第 2 号に規定するサービス事業者とは、ターゲティング広告の事業者のことである。ターゲティング広告とは、インターネット上の広告のうち、閲覧者に関する情報を利用して、それぞれに合った広告を配信するものの総称。なお、同条は 2023 年 12 月 20 日のオルドナンス (Ordonnance n° 2023-1210 du 20 décembre 2023 portant création du titre V du livre IV du code des impositions sur les biens et services et portant diverses autres mesures de recodification de mesures non fiscales. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000048603839>>) により削除された。

(40) 商法典 (Code de commerce. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000005634379](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000005634379)>) L. 第 232-1 条Ⅱは、経営報告書の記載内容を定める規定。

(41) 「確定力 (force de chose jugée)」とは、執行を停止する不服申立てができず、又は (不服申立ての期間が満了し、若しくは不服申立てが既に行使されて) 不服申立てができなくなり、それゆえ直ちに失効することができる判決の性質を意味する。中村絃一ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂, 2012, p.206.

(42) 知的所有権法典 L. 第 336-2 条は、オンライン公衆通信サービスのコンテンツによる著作権又は著作隣接権の侵害がある場合、急速審理 (後掲注 (43) 参照) において命令を下す司法裁判所の長は、保護される著作物及び対象物の権利を有する者等の要求に応じて、侵害の状況の改善に寄与する可能性がある全ての者に対して、当該侵害を予防し、又は中止させるための措置を命じることができることを定める。

ことができる。この I の適用のために、視聴覚・デジタル通信規制機関は、当該機関が定める方式に従い、問題となっているサービスの識別データを正確に伝達する。

同様に、同じ条件に従い、規制機関は、全ての検索エンジン、ディレクトリ [型所在表示] [annuaire] 又はその他の所在表示 [référencement] サービスの運営者に、[違法コンテンツを転載する] オンライン公衆通信サービスへのアクセスを提供する電子アドレスの表示を停止するよう要求することができる。

L. 第 336-2 条に規定する司法裁判所の裁判の執行を容易にするために、規制機関は、権利承継人並びにオンラインでの著作権及び著作隣接権の侵害の救済に貢献し得る全ての者に締結することを促す協定の雛形を採択する。当該協定は、特に、当該裁判の対象となったサービスのコンテンツの全部又は本質的な内容を転載する全てのオンライン公衆通信サービスの存在に関する当事者の相互の情報提供の条件を定める。当該協定は、当該協定の当事者であって、オンラインでの著作権及び著作隣接権の侵害の救済に貢献し得る全てのものに対し、当該裁判が定めた措置を講ずることを促す。

II. I 第 1 段又は第 2 段の適用に関して困難が生じた場合には、視聴覚・デジタル通信規制機関は、[違法コンテンツを転載する] サービス [事業者] に対して、[当該サービスの行為の] 合法性を証明することを要求することができる。そのような要求を妨げることなく、司法当局は、急速審理又は [命令発給の] 申請 [requête] により、これらのサービスへのアクセスを遮断するための全ての措置を命ずるための申立てを受理することができる<sup>(43)</sup>。当該申立ては、L. 第 336-2 条に規定する申立て<sup>(44)</sup>を妨げることなく行われる。

#### L. 第 331-28 条

著作権又は著作隣接権により保護される著作物及び対象物の保護及び特定に関する技術的措置の分野における規制及び監視に関する任務として、視聴覚・デジタル通信規制機関は、次に掲げる職務を遂行する。

1° 規制機関は、L. 第 331-5 条<sup>(45)</sup>に規定する技術的措置が、当該措置の互換性の欠如又は相互運用<sup>(46)</sup>の不能が原因となり、ソフトウェア以外の著作物に対して著作権を有する者が明示的に定めた制限又は実演、レコード、ビデオ、番組若しくは報道出版物に対して著作隣接権を有する者が明示的に定めた制限から独立した追加の制限を著作物の利用にもたらすことにならないように監視する。

2° 当該機関は、保護に関する技術的措置の実施が、次に掲げる規定に定める例外 [として許される著作物等の利用] を妨げる効果を、[利用による] 受益者にもたらさないよ

(43) 「急速審理に基づく命令 (ordonnance sur référé)」とは、法律が、裁判所の長等に必要な措置を迅速に命ずる権限を与えている場合において、一方の要求に基づき、対審的になされる仮の裁判 (民事訴訟法典 (Code de procédure civile. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006070716](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070716)>) 第 484 条) をいう。一方、「申請に基づく命令 (ordonnance sur requête)」とは、緊急を要する場合等、相手方を呼び出さないことに十分な根拠がある場合において、非対審的になされる仮の裁判 (同法典第 93 条) をいう。

(44) 前掲注 (42) にいう権利を有する者等による「要求」を指す。

(45) 知的所有権法典 L. 第 331-5 条は、著作権を有する者により許諾されていない著作物 (ソフトウェアを除く。) の使用を制限するための技術的措置 (前掲注 (7)) に関する規定。

(46) 相互運用 (interopérer) とは、情報システムが、アクセス又は実行の制限を受けることなく、既存のものであろうと将来のものであろうと、他の製品又は情報システムと連携して機能することであり、相互運用性 (interopérabilité) とは、情報システムが有する相互運用の能力のことである。“Glossaire.” ARCOM website <<https://www.arcom.fr/assistance/glossaire>>



うに監視する。

- L. 第 122-5 条<sup>(47)</sup> 第 2 号、第 3 号 e、第 7 号、第 8 号、第 10 号及び第 12 号
- L. 第 211-3 条<sup>(48)</sup> 第 2 号、第 3 号 d 及び e、第 6 号、第 7 号並びに第 8 号
- L. 第 342-3 条<sup>(49)</sup> 第 3 号、第 4 号、第 4 号の 2、第 5 号及び第 6 号
- L. 第 331-4 条<sup>(50)</sup>

同様に、規制機関は、保護に関する技術的措置の実施が、[利用による] 受益者に対し、文化遺産法典<sup>(51)</sup>L. 第 132-4 条第 2 号、L. 第 132-5 条<sup>(52)</sup> 及び L. 第 132-6 条<sup>(53)</sup> に規定する収集、保存及び施設内での閲覧提供を目的とした例外的に許される複製を妨げる効果をもたらさないように監視する。

この法典 L. 第 331-7 条から L. 第 331-10 条まで<sup>(54)</sup>、L. 第 331-30 条から L. 第 331-32 条まで及び L. 第 331-34 条の規定に従うことを条件として、規制機関は、保護される著作物及び対象物の種類、公衆送信の多様な形態並びに利用可能な保護技術により提供される可能性に応じて [第 2 号に] 規定する例外 [として許される著作物等の利用] の実行の方式、特に私的コピーのための例外の枠内で許されるコピーの最小部数を決定する。

#### L. 第 331-29 条

全てのソフトウェア発行者、技術システムメーカー及びサービス開発者は、相互運用性にとって必要不可欠な情報へのアクセスが拒否された場合には、当事者の権利を尊重した上で、既存のシステム及びサービスの相互運用性の保障並びに技術的措置に関する権利を有する者からその相互運用性にとって必要不可欠な情報の取得を視聴覚・デジタル通信規制機関に請求することができる。規制機関には、その決定を下す期間として、申立てから 4 か月という期限が与えられる。

相互運用性にとって必要不可欠な情報とは、デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 4 条にいうオープン・フォーマット<sup>(55)</sup> におけるものを含め、

- 
- (47) 知的所有権法典 L. 第 122-5 条は、公表されている著作物について、私的使用のための複製・コピーや所定の条件下での図書館等での複製等、著作権を有する者が禁ずることのできない行為を定める。
- (48) 知的所有権法典 L. 第 211-3 条は、著作隣接権により保護される対象物について、私的使用のための複製、所定の条件下でのレコードや報道出版物の複製等、著作隣接権を有する者が禁ずることのできない行為を定める。
- (49) 知的所有権法典 L. 第 342-3 条は、公開されているデータベースについて、所定の条件下でのデータベースの項目の抽出等、データベースの権利を有する者が禁ずることのできない行為を定める。
- (50) 知的所有権法典 L. 第 331-4 条は、著作権、著作隣接権及びデータベース製作者の権利が、法律が定める議会による監督手続、裁判手続又は行政手続に必要な行為を妨げてはならないことを定める。
- (51) Code du patrimoine. <[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte\\_lc/LEGITEXT000006074236](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006074236)> 同法典 L. 第 132-4 条第 2 号は、著作者が納本機関（フランス国立図書館等）に対して禁ずることのできない行為として、著作物の収集、保存及び閲覧提供に必要な複製を挙げる。
- (52) 文化遺産法典 L. 第 132-5 条は、法定納本制度により納本された印刷、図画、写真、音声、視聴覚、マルチメディアの資料について、製作者や出版者等が、納本機関におけるこれらの資料の収集、保存及び閲覧提供に必要な複製を禁ずることができないことを定める。
- (53) 文化遺産法典 L. 第 132-6 条は、データベース製作者が、納本機関におけるデータベースの内容の収集、保存及び閲覧提供に必要な、データベースの項目の抽出等を禁ずることができないことを定める。なお、フランスでは、データベースは電子出版物として、フランス国立図書館への納本対象となる（同法典 R. 第 132-9 条～ R. 第 132-11 条）。
- (54) 知的所有権法典 L. 第 331-7 条から L. 第 331-10 条までは、権利を有する者により許諾されていない著作物（ソフトウェアを除く。）の使用を制限するための保護に関する技術的措置（前掲注(45)参照）の運用（当該措置が同法典上権利を有する者の許諾なしに例外的に許されている使用を阻害しないことなど）に関する規定。
- (55) デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 4 条は、オープン・フォーマットを、全ての通信、接続又は交換のプロトコル及び技術的仕様書が公開されており、アクセスも実行も制限を受けることのない相互運用可能な全てのデータのフォーマットと定義する。

当初定められていた保護される著作物又は対象物の利用条件を尊重した上で、技術的な仕組みが、技術的措置により保護される著作物又は対象物及び〔当該措置に〕附属する電子的形態の情報にアクセスすることを可能にするために必要な技術ドキュメント及びプログラミングのインターフェースをいう。

技術的措置に関する権利を有する者は、独立した相互運用のソフトウェアが当該技術的措置の安全及び有効性に重大な損害をもたらす効果を有することを、当該権利を有する者が証明した場合を除き、〔利用による〕受益者に対して、当該ソフトウェアのソースコード及び技術ドキュメントの公表をやめさせることができない。

規制機関は、当事者から提案された約束事項であって相互運用性に反する行為を終了させる性質のものを受諾することができる。規制機関は、当事者の間に協定がない場合には、利害関係者に対し意見表明の機会を与えた後、理由を付して請求を却下する決定を下し、又は請求者が相互運用性にとって必要不可欠な情報にアクセスすることができる条件、技術的措置の有効性及び完全性を保証するために請求者が遵守しなければならない約束事項並びに保護されるコンテンツへのアクセス及びその利用の条件を定める命令を（必要がある場合には罰金強制<sup>(56)</sup>の下で）発する。規制機関によって言い渡された罰金強制の額は、規制機関によって確定される。

規制機関は、その命令に従わない場合又は規制機関が受諾した約束事項を遵守しなかった場合に適用される金銭的制裁を科する権限を有する。金銭的制裁は、それぞれ、利害関係者に生じた被害の重大さ、制裁を受けた組織又は企業の状況及び相互運用性に反する行為の反復の可能性に見合ったものとする。当該制裁は、個別に、かつ、理由を付して決定される。当該制裁の最高額は、企業の場合にあっては相互運用性に反する行為が行われた年度の前の年度以降に終了した年度の一つにおいて、税抜きの世界総売上高が最高の年度の売上高の5%、その他の場合にあっては150万ユーロとする。

規制機関の決定は、法律によって保護される秘密を尊重して公表される。当該決定は、当該当事者に通知され、当該当事者は、パリ控訴院<sup>(57)</sup>に上訴を行うことができる。当該上訴は、執行停止の効力を有する。

規制機関の長は、技術的措置の分野において知り得た支配的地位の濫用及び自由な競争の実行を妨害する行為について競争政策機関に申立てを行う。当該申立ては、商法典L.第464-1条に規定する条件<sup>(58)</sup>に従い、緊急手続の枠組みにおいて開始することができる。同様に、規制機関の長は、その所管に関するその他の全ての問題について、競争政策機関に対し、その意見を要求する申立てを行うことができる。競争政策機関は、視聴覚・デジタル通信規制機関の所管の範囲内の全ての申立てについて、規制機関に通知する。競争政策機関は、

(56) 「罰金強制 (astreinte)」とは、債務の履行の遅延につき、通常は日割りで一定額の支払を債務者に命ずることを内容とする間接的強制をいう。山口編 前掲注(27), p.42.

(57) 控訴院 (cour d'appel) は、民事・刑事の第二審普通法裁判所であり、第一審裁判機関の判決に対する控訴を管轄する。山口編 前掲注(27), p.131.

(58) 商法典L.第464-1条は、競争政策機関による、違反を構成する可能性のある行為の停止及び原状回復命令に関する規定であり、同条に規定される条件とは、①これらの措置が、経済担当大臣、地方公共団体や ARCOM を始めとする同法典L.第462-1条に規定する者若しくは企業の要求に基づき、又は当該委員会の決定により講じられること、②違反を構成する可能性のある行為が、経済や消費者の利益又は原告企業に対して重大かつ即時の侵害を与えている場合のみ講じられること、③違反を構成する可能性のある行為は、予想される緊急事態に対処するために必要な程度に厳格に制限され続けなければならないことである。

この法典 L. 第 331-5 条に規定する技術的措置の分野において当該機関に申立てが行われた行為に関する規制機関の意見を収集する。

#### L. 第 331-30 条

L. 第 331-28 条第 2 号に規定する例外 [として著作物等の利用] を行う全ての受益者又はこれらの者を代表する認定された全ての法人は、L. 第 331-5 条に規定する保護に関する技術的措置が当該例外 [としての著作物等の利用] にもたらず制限に関する全ての紛争について、視聴覚・デジタル通信規制機関に申立てを行うことができる。

#### L. 第 331-31 条

I. L. 第 122-5 条第 7 号に規定する公衆に開かれた法人及び施設<sup>(59)</sup> であって、障害者に適応した保護される著作物又は対象物の複製又は公演を行うものは、電子ファイルの形式による印刷物の送信を対象とした全ての紛争について、視聴覚・デジタル通信規制機関に申立てを行うことができる。

II. 障害がある人の著作権又は著作隣接権により保護される著作物へのアクセスを容易にする任務への参画として、規制機関は、出版者、フランス国立図書館並びに L. 第 122-5 条第 7 号に規定する法人及び施設から、全ての有用な資料及び情報を収集することができる。このために、規制機関は、出版者に対し直ちに L. 第 122-5-1 条第 2 号に規定する義務<sup>(60)</sup> を遵守することを催告することができる

規制機関は、当該催告を公表することができる。

#### L. 第 331-32 条

視聴覚・デジタル通信規制機関は、当事者の権利を尊重して、和解による解決を奨励し、又は促す。規制機関が和解調書を作成した場合には、当該調書は、執行力を有する。当該調書は、司法裁判所の書記課 [greffe du tribunal judiciaire] への提出対象となる。

規制機関は、[L. 第 331-31 条に規定する] 申立てから 2 か月の期間内に和解が成立しなかった場合には、利害関係者に対し意見表明の機会を与えた後、理由を付して申立てを拒否する決定を下し、又は例外として許される [利用による] 実効的な利益を確保するための措置を定める命令を（必要がある場合には罰金強制の下で）発する。規制機関によって言い渡された罰金強制の額は、規制機関によって確定される。規制機関には、その決定を下す期間として、申立てから 4 か月という期限が与えられ、この期限は、一度に限り 2 か月延長することができる。

当該決定及び和解調書は、法律によって保護される秘密を尊重して、公表される。当該決定及び和解調書は、当該当事者に通知され、当該当事者は、パリ控訴院に上訴を行うことができる。当該上訴は、執行停止の効力を有する。

#### L. 第 331-33 条

視聴覚・デジタル通信規制機関は、L. 第 331-29 条に規定する者のいずれかが、技術的措置の相互運用性に関する全ての問題について意見を請求する申立てを受けすることができる。

(59) 知的所有権法典 L. 第 122-5 条第 7 号に規定する法人及び施設とは、公衆に開かれた施設（図書館、資料館、文書センター、マルチメディア文化スペース (espace culture multimédia. 文化施設及び社会文化的施設内に設置された、公衆がマルチメディアを利用することのできる空間のこと。) を指す。

(60) 知的所有権法典 L. 第 122-5-1 条第 2 号に規定する義務とは、障害者等に対する著作物の閲覧提供のために著作物を容易に複製することができるよう、出版者に対して、著作物のデジタルデータ (XML、EPUB、PDF、Word 等) をフランス国立図書館に提出する義務をいう。

規制機関は、その意見の枠内で、同条に規定する技術ドキュメントの構成要素を決定することができる。

規制機関は、同様に、L. 第 331-28 条第 2 号に規定する例外〔として許される著作物等の利用〕のうちのいずれかを行う受益者又はこの者を代表する認定された法人が、この例外〔として許される著作物等の利用〕の実効的な実行に関する全ての問題について意見を請求する申立てを受けることができる。

#### L. 第 331-34 条

この目の適用条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレにより定める。当該デクレは、L. 第 331-10 条<sup>(61)</sup>に規定する著作物、ビデオ、番組、レコード又は報道出版物の利用者への情報提供の方式を規定する。

(なら しおり)

---

(61) 知的所有権法典 L. 第 331-10 条は、①著作物、ビデオ、番組、レコード又は報道出版物の再生する際の条件及び②保護に関する技術措置が私的使用を目的とするコピーにもたらし得る制限について、利用者に通知すべきことを定めている。